特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	日常生活用具事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、障害者総合支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和7年3月7日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	日常生活用具事務			
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 1. 申請に基づき日常生活用具の給付および貸与にかかる負担額を助成 2. 世帯員の課税状況, 受給者の所得及び生保受給状況等を把握して, 自己負担上限額を決定			
③システムの名称	障害者福祉システム,EUCシステム,庁内データ連携システム			
2. 特定個人情報ファイル	名			
台帳情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表117の項			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施しない 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	市民福祉部社会福祉課			
②所属長の役職名	社会福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
地方公共団体情報システム機	地方公共団体情報システム機構			
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111			
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	令和7年1月20日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
		令和7年1月20日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関については、それぞれ	,重点項目評価	両書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	・通じた提供を除く。) []提供・移転しない	A .	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<mark>貴リスクへの対策は十</mark> [十分である] 2) 十分である 2) 十分である		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	l ተ <i>ክ</i> ሮል ବ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者だらマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報によ照会を行うことを厳守している。				
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	·啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策	[]全	∶項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	職員、参照範囲が必要最小限	限となるよう、アクセス制 多において離席時のログ	ークシステムで情報照会を行うことができる端末、 削限を設定している。また、アクセス権限の所持者 グアウト徹底を呼びかけており、監査も実施してい		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5.評価実施機関におけ	保健福祉部社会福祉課	市民福祉部社会福祉課	事後	
	る担当部署名①部署 I-5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	社会福祉課長 渋谷 節夫	社会福祉課長	事後	
	I -7 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求	行方市保健福祉部社会福祉課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市保健福祉部社会福祉課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方 市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV-2目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ-3目的を超えた紐付け事 務に必要ない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策	(追加)		事後	
	Ⅳ-3権限のない者(元職 員、アクセス権限のない職員 等)によって不正に使用され Ⅳ-4委託先における不正な	(追加)		事後	
	使用等のリスクへの対策は 十分か	(追加)		事後	
	IV −5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV - 6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ-8実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9従業者に対する教育・ 啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	Ⅱーいつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
令和4年3月31日	Ⅱ-1.対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
	Ⅱーいつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月27日	事後	
令和5年3月1日	Ⅱーいつ時点の計数か	令和4年1月27日	令和5年2月1日	事後	
令和6年3月1日	Ⅱーいつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月5日	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-1-③システムの名称	日常生活用具システム	障害者福祉システム,EUCシステム,庁内データ 連携システム	事前	
	IV-8 人手を介在させる作業	(追加)		事後	
		(追加)		事後	
令和7年3月7日	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下,「番号 法」と表記)第9条第1項 別表第一 第84項	番号法第9条第1項別表117の項	事後	番号法改正に伴う変更
	Ⅱーいつ時点の計数か	令和6年2月5日	令和7年1月20日	事後	